

議案第 4 号

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例制定について

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 19 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金条例

(設置の目的)

第1条 この条例は、木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な経費の財源に充てるため、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、予算で定めるところにより積立てるものとする。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金、有価証券の買入れ、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、木古内町における中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために要する経費に充当する場合に、その全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年6月20日から施行する。